

瑞穂町コミュニティ振興計画  
(改訂版)

瑞 穂 町

## 目 次

はじめに	1
第1章 振興計画の基本的事項	2
1. 施策の目標	2
2. 振興の方針	2
3. 計画の期間	2
第2章 地域を構成する団体	3
1. 地域を構成する団体について	3
2. 地域コミュニティにかかわる瑞穂町の主な構成団体	4
第3章 町内会・自治会を取り巻く現状	6
1. 活動状況	6
2. 加入率の推移	7
3. 役割	8
4. 瑞穂町町内会連合会による施策	9
5. 現状と課題	10
6. 町および東京都による支援事業など	15
第4章 関連団体の役割および課題について	16
1. 生涯学習推進団体について	16
2. 社会貢献活動団体について	18
第5章 コミュニティの振興施策	21
1. 地域コミュニティ活動の基盤づくり	21
2. 協働関係の構築	24
3. 関連計画との連携	27
4. まちづくりの推進	28
まとめ	29

## はじめに

まちづくりの主役は町民であり、まちづくりの基礎となるのが地域コミュニティです。町民の主体的な取組がコミュニティや地域づくりと結びつくことによって、快適で住みよい自立したまちづくりが可能となります。

しかし、近年、少子高齢化による人口構造の変化、働き方や価値観の多様化、コミュニティ活動の停滞や無関心層の増加に伴い、地域のつながりや連帯感の希薄が問題になっています。そのため、コミュニティ活動を積極的に支援し、「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくり、育て、守るものである」という考え方を基本としたコミュニティ意識の向上につとめていく必要があります。

瑞穂町（以下「町」という。）では、第3次瑞穂町長期総合計画後期基本計画をふまえ、自ら考え行動する町民主体のまちづくりが実現されるように「瑞穂町コミュニティ振興計画」（以下「現計画」という。）を平成21年3月に策定しました。

現計画策定後、町民主導のまちづくりのさらなる推進や町民の社会参画が進むように協働の仕組みを整備し、町における協働のあり方について検討を重ね、平成26年10月には「瑞穂町協働宣言」を策定しました。また、協働事業の指針となる「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成30年12月に策定し、第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の「自立と協働」の実現に向け、さまざまな取組を行っている状況です。

今回の「瑞穂町コミュニティ振興計画（改訂版）」（以下「本計画」という。）では、計画の方針および内容に修正はありませんが、町内会・自治会を取り巻く現状や課題を把握するために実施したアンケート結果や、町や東京都が町内会・自治会などに行っている支援内容を加えました。

今後も、自ら考え行動する町民主体のまちづくりが実現されるように本計画に掲げた施策を実施します。

# 第1章 振興計画の基本的事項

## 1. 施策の目標

本計画は、第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画と連携したうえで、町民、地域、各種団体、行政がそれぞれの特性をいかした活動に取組、町民による町民のための地域づくりをめざします。

## 2. 振興の方針

町はさまざまな団体が地域づくりや地域コミュニティの活性化に取り組むことができる環境を整えます。

また、地域のつながりや結束力を強化し、まちづくりへの関心を高めていくとともに、町民、企業、地域団体、行政などがそれぞれ自立し、対等な関係で自らの役割とその責任を分担し、まちづくりに参画できる協働型社会をめざします。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成40年（2029年）3月31日までの10年間とします。

## 第2章 地域を構成する団体

### 1. 地域を構成する団体について

地域はさまざまな団体によって構成されています。かかわり方やメンバーの顔ぶれは違っていても、お互いに助け合っているという点では共通しています。本計画では、地域社会型とテーマ型の二つの団体に分けて説明します。

#### (1) 地域社会型

学校区、町内会・自治会など、地域のつながりを大切にしながら、全員参加で地域の課題に対応する組織。多種多様な団体が存在し、現実の課題が目の前にあることが多い。

#### (2) テーマ型

サークル、ボランティア、NPOなど、有志による特定の課題に対応する活動団体。専門性が高いものや趣味的なもの、調査研究、政策提言など、こだわりのある活動が特徴。

#### <NPOとは>

さまざまな分野で社会貢献を主な任務とする団体をNPOといいます。このうち国や東京都の認証を受けた団体は「特定非営利活動法人」(NPO法人)といます。町には15団体(平成31年3月現在)あります。

#### <社会貢献活動団体とは>

法人格の有無や分野にかかわらず、社会貢献活動を継続的に行う民間非営利団体をいい、次のいずれにも該当する活動を行う特定非営利活動法人、市民活動団体およびボランティア団体。

1. 自主性・自立性にもとづく活動
2. 町民の生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動
3. 具体的活動分野は、特定非営利活動促進法の各分野に相当する活動
4. 継続的な活動、営利を目的としない活動
5. 常に活動内容が公開された活動

なお、政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動は対象としません。

## 2. 地域コミュニティにかかわる瑞穂町の主な構成団体

地域社会は多くの団体で構成されています。町における地域コミュニティにかかわる主な構成団体を紹介します。

### <町内会・自治会>

地域に住む人々が、地域の課題を協力して解決し、快適なまちづくりをめざして組織されている任意団体。回覧板による情報提供や盆踊り大会、お祭りなど町内会・自治会、または地区単位で活動しています。

### <子ども会・育成会>

子ども会は、地域の小学生で構成され、行事を通して社会の一員として必要な知識を学んでいます。また、育成会は保護者によって組織され、子ども会活動が円滑に運営できるように側面から援助します。

### <文化連盟>

文芸、生活文化、美術工芸、郷土芸能などの文化団体の連帯を深め、地域文化の発展に寄与することを目的に活動しています。総合文化祭実行委員会の一翼を担い、文化祭の活性化をはかっています。

### <生涯学習推進団体>

年齢・性別を問わず、より豊かで充実した生活を営むため、自主的・継続的な学習活動をする団体。学習活動の分野は、スポーツ・文化・教養などあらゆる分野を対象としています。

### <青少年問題協議会>

青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整をはかることを目的としています。

#### ＜老人クラブ＞

地域の高齢者の組織。健康づくりをすすめる活動やボランティア活動を通して生きがいを高める活動をしています。具体的には、グランドゴルフや趣味・文化・芸能のサークル活動などを行っています。

#### ＜自主防災組織＞

災害が起きたときに協力して防災活動を担うために町内で構成された組織。被害を最小限に食い止めるため、消防署、消防団や警察などとの連携をはかり、町が主催する防災訓練などにも参加しています。

#### ＜消防団＞

各自の仕事をもちながら防火・防災活動を行っています。消防署との連携をはかり火災、地震、がけ崩れなどの災害時に活動しています。

#### ＜防犯協会＞

企業や町内6地区を単位としている団体です。犯罪のない地域社会の実現を理想として、「安全・安心なまちづくり」に寄与することを目的とし、地域安全思想の普及、青少年の非行防止などの活動を行っています。

#### ＜交通安全推進協議会＞

交通安全思想の普及と交通災害から町民を保護するため設置されました。イベント会場や交通事故現場などにおける交通整理、交通安全運動に伴う街頭指導および広報活動などを行っています。

## 第3章 町内会・自治会を取り巻く状況

### 1. 活動状況

現在、町には40の町内会・自治会があります。それぞれの町内会・自治会がより良い地域をつくるために、多岐にわたる活動を行っています。

しかし、少子高齢化、情報化など社会状況が変化する中で、町民の意識の多様化や価値観の変化、また、町民がお互いに干渉を好まないという時代背景、政治や自治に対する無関心層の増加などの要因が重なり、地域社会における連携の希薄化をもたらしています。

そして、従来の町内会・自治会が維持してきた「町民を網羅した組織」、「町民の総意を代表する組織」としての役割が低下してきています。安全で安心できる地域づくり、環境美化運動、弱者救済など地域に密着した諸問題への対応は、行政だけでは地域の細部まで目が行き届かない部分があるため、町内会・自治会の活動が非常に重要となってきます。

今後は、地域の人たちがさらに親睦や交流を深め、地域の共通する諸問題に対し、町民が自ら取り組む必要があります。その際、町内会・自治会の機能・役割を明確にし、地域の町民の理解を得ることが重要です。

また、近年、高齢者を狙った振り込め詐欺や不審者による女性や子どもに対する犯罪の増加、東日本大震災を契機に再認識された大災害・震災への恐れなどにより、日頃から隣近所で助け合える地域のコミュニティ、つまり町内会・自治会がもつ地域の共同防衛機能が注目されています。

防犯対策については、安全・安心な地域づくりをするために、町内会・自治会で防犯パトロールなどを行い、地域における犯罪抑止につとめています。

また、災害発生時に備え、町内会・自治会独自で防災訓練の実施、防災備蓄品の購入などの災害対策を行っています。今後は、日頃から町内会・自治会で協力し合い、助け合っていくことができるように準備しておくことが大切です。

一方で、町内会・自治会に未加入の人たちも日頃、町内会・自治会や地域の人たちの助けを借りて生活しています。したがって、「加入しなくても不自由はない」ということではなく、万が一の災害にあったときの対策のために、危機意識をもつこと、そして自己責任の意識をもつことが必要です。

いざというときにお互いに助け合える関係を構築していくためには、地域内で顔の見える関係をつくり、きずなを深めておくことが何よりも重要です。このような観点からも、町民の町内会・自治会への加入と主体的で持続的な地域活動への参加がより一層望まれています。



## 2. 加入率の推移

平成29年4月現在、町内会・自治会への加入率は6,703世帯で、45.4パーセントとなっています。加入率は、年々減少し、10年間で17.6ポイント下がっている状況です。

町内会・自治会加入率の推移			
年 月	総世帯数	加入世帯数	加入率
平成19年4月	13,211 世帯	8,329 世帯	63.0%
平成21年4月	13,511 世帯	8,117 世帯	60.1%
平成23年4月	13,729 世帯	7,750 世帯	56.4%
平成25年4月	14,080 世帯	7,322 世帯	52.0%
平成27年4月	14,382 世帯	7,115 世帯	49.5%
平成29年4月	14,777 世帯	6,703 世帯	45.4%

加入率低下の原因の一つとして、町外からの転入者や集合住宅入居者が加入しないことがあります。また近年は、既に町内会・自治会に加入していた世帯の脱退も大きな原因となりつつあります。

未加入者には町内会・自治会の行事や活動に参加してもらい、活動内容や必要性を理解してもらうことが加入の促進につながります。そして、既に参加している高齢者を脱退しないように引き止めるためには、役員を回避させるなどの負担軽減を行うことや、高齢者向けの見守り活動や、安心して生活できる取組を行い、脱退しにくい環境を作ることも必要とされています。

また、PTAや子ども会活動には参加しているのに、町内会・自治会に加入していないという課題もあります。そこで、子ども会と町内会・自治会のあり方を明確にすることが重要となります。

町内会・自治会の行事に子どもが参加する意義は大きなものです。町内会・自治会の役員と子ども会の役員が話し合いの場をもち、会費のあり方、町内会・自治会行事のあり方などについて協議をすることにより、双方の意思の疎通をはかることができます。

町内会・自治会は未加入者に対し勧誘活動をする際には、加入の重要性や効果について分かりやすく伝え、活動に興味をもってもらうことが必要です。また、町内会・自治会へ未加入の町民も日頃から防犯、防災、交通安全で地域の恩恵を受けており、地域でほかの町民と共に生活しているという意識をもつことが必要です。

### 3. 役割

町内会・自治会は地域で安全に安心して暮らし続けるための最も基礎的な組織であり、大きな災害が発生した時の助け合いや、地域の防犯対策にとって大きな役割を担っています。

#### (1) 情報伝達・意見集約・交流の役割

地域の身近な課題や問題を解決し、互いに助け合い、安全で安心な暮らしやすいまちづくりをしていくため、町民同士のコミュニケーションの場として、町との情報交換や町民の意見集約の橋渡しの役割をもつまちづくりの主体的な役割を担っています。

#### (2) 安全・安心を与える役割

共働き世帯や高齢者のみの世帯、核家族が増加していることから、障がい者および高齢者の見守りや子育てなど、家族以外からの手助けや協力が必要となる場面は多くの方に訪れます。町民に最も身近なコミュニティである町内会・自治会を通じて、その地域に住む人々が、日頃から互いに助け合い、協力し合うことができる関係づくりがもとめられています。

#### (3) 災害時の役割

地域ぐるみで防災・減災活動に取り組むことで、災害時に被害を最小限に抑えることができます。災害から身を守るため、町内会・自治会は地域全体で自主防災組織の機能を高められるように、日頃から防災訓練などを行い、災害時に備えて、地域独自の防災マップの作成や防災備蓄品の整備などにより意識の高揚をはかることが望まれます。

#### (4) 生活環境を美しく維持する役割

ごみ拾い、草刈りなどの活動を通じて、地域の良好な関係や環境保全の役割を担っています。

#### (5) 文化の保護・伝承の役割

お祭りや伝統行事を通じて、一体感や町民同士の交流の場、地域内での人と人のつながりを深める場を提供する役割を担っています。

また、地域固有の風習や古くからの伝統などさまざまな文化を後世に伝承し、特色あるまちづくりを行うことにより、地域への愛着を深めていく役割も担っています。

## 4. 瑞穂町町内会連合会による施策

瑞穂町町内会連合会は、40の町内会・自治会の正、副会長をもって組織されています。行政の円滑化を推進し、会員相互の連絡協調と町内会・自治会の育成強化をはかるため、加入促進啓発活動、視察研修、地域コミュニティを考える会などの事業実施や、近隣市町村との情報交換をしています。

### (1) 加入促進啓発活動

町内会・自治会の活動紹介リーフレットの配布や気軽に参加の意思を示すことができるはがきタイプの加入申込書の配布を行っています。また、町内会連合会および町内会・自治会の紹介や活動内容を説明し、加入することの必要性や町内会・自治会が身近な存在であることを知っていただくための活動などを行っています。

### (2) 地域コミュニティを考える会の開催

町内会・自治会が抱える現状についての分析結果から、町内会・自治会役員などの意識改革や新たな展開への動機付けを促し、地域の活性化をはかるために地域コミュニティを考える会を開催しています。地域の課題解決に向け必要な知識をもった専門家を招き、町内会・自治会が抱える悩みの解決に向けたアドバイス、先進的な事例の紹介を通じた課題への対応策などのアドバイスをいただき、地域コミュニティ活動の推進や地域のリーダーとしての活動支援をしています。

### (3) 西多摩地区自治会・町内会連合会長会での情報交換

西多摩地区の各市町村自治会および町内会連合会の代表者をもって組織されている西多摩地区自治会・町内会連合会長会での定例研修会や視察研修会に参加し、加入率の低下や高齢世帯の脱退に対する施策、加入促進のため実施している施策などについての情報交換を行っています。

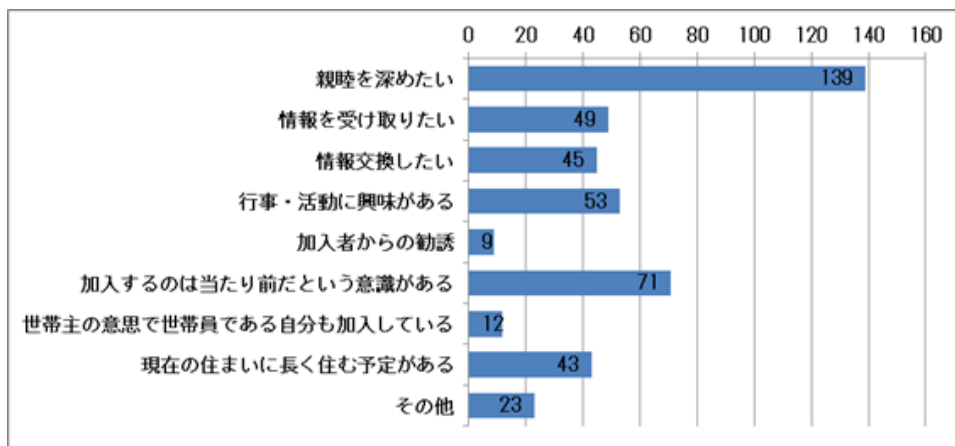
また、課題の解決や、新たな施策の参考としてもらうため、近隣市町村の施策などを町内会・自治会へ情報共有することで活性化をはかっています。

## 5. 現状と課題

近年、町内会・自治会では、地域コミュニティの希薄化により、加入率の低下や、会員の脱退、役員のなり手不足など、さまざまな課題を抱えています。そこで、瑞穂町町内会連合会では、町内会・自治会をより良くしていくために、平成30年度に開催された産業まつりにおいて、町在住の来場者を対象にアンケートを実施し、町内会・自治会の現状と課題を把握することができました。

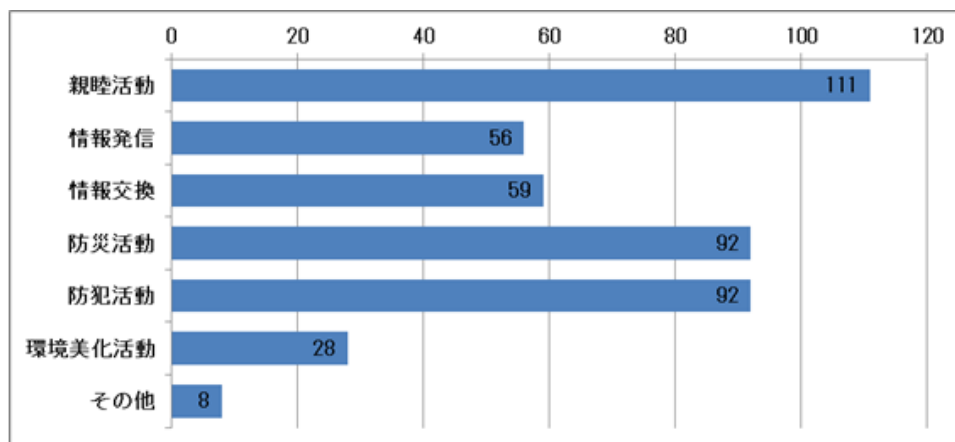
### (1) 親睦活動の充実

#### ➤ 町内会・自治会に加入している理由



「親睦を深めたい」という回答が一番多くあげられました。「情報を受け取りたい」「情報交換したい」という回答も多くあり、情報共有の必要性を感じさせられる結果となりました。また、「加入するのは当たり前という意識がある」という回答が多いのは、父母や祖父母の代から町に住んでいる方々は加入しているけれども、転入者や町に居住している期間が短い方は、そのような意識が低く必要性を感じていないのではと推測できます。

➤ 町内会・自治会活動で充実させてほしいこと



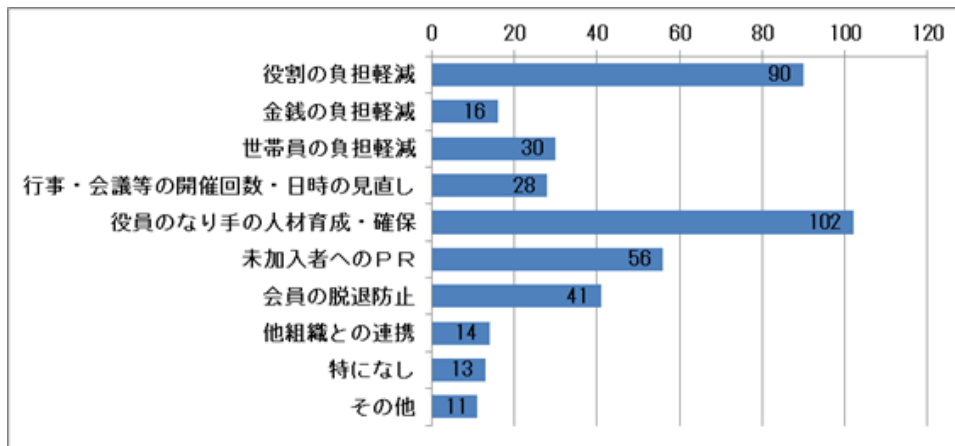
「親睦活動」という回答が一番多くあげられました。近年では、携帯電話やパソコンの普及により、あらゆる情報がすぐに入手できるようになり、地域の交流の希薄化が進んでいます。しかし、町内会・自治会による親睦活動は、ちがう世代や職業の人々と交流し、携帯電話やパソコンでは入手することができない身近な情報を入手できる機会でもあります。今後は、時代背景を加味しながら、子どもから高齢者まで楽しめる行事を企画・立案しながら、世代間交流をしていくことが大切です。

また、「情報交換」と「情報発信」にも多くの方が充実を望んでいます。情報をきちんと共有することは非常に大切であり、「親睦活動」を通じて人とのつながりが強くなると「情報交換」が密になるケースがあります。

さらに「防災活動」「防犯活動」に対する充実も望まれています。町内会・自治会で独自に実施されていますが、多くの方がさらなる充実を強く認識していると推測されます。

## (2) 役員の選出・役員の負担軽減

### ➤ 町内会・自治会運営についての課題

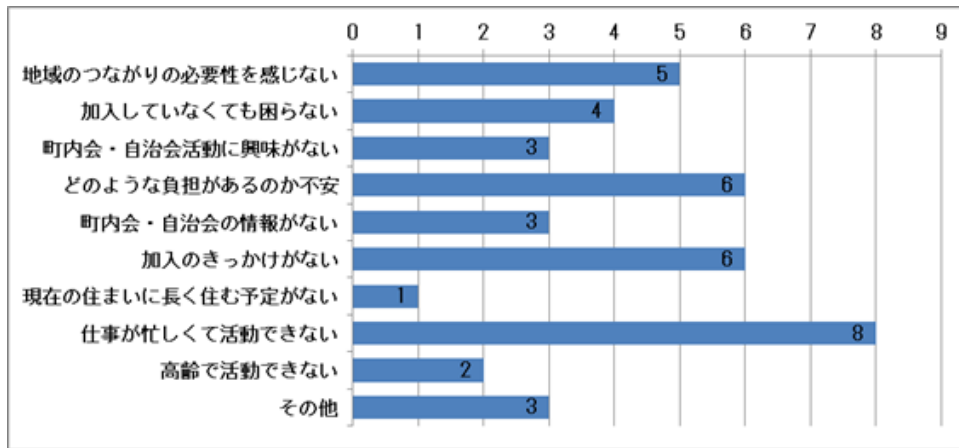


「役員のなり手の人材育成・確保」という回答が一番多くあげられました。年々、役員選出が難しくなっていることから、何年も継続して役員をつとめざるを得ないという悩みを抱えている町内会・自治会も増えています。そして、「役員の負担軽減」という回答も多くあげられました。行事などを実施する際は、どうしても役員に多くの負担がかかっているのが現状であり、役員だけで運営することは難しいということを感じさせる回答となっています。また、現役で仕事をしながら、役員をつとめることは、役員や役員の家族にとって大きな負担となっています。

結果として、役員を務めることが大変で町内会・自治会を辞めたという方も増えてきており、役割の負担を軽減するなどして、脱退防止策を検討することも大きな課題となっています。

### (3) 未加入者へのPR

#### ➤ 町内会・自治会に加入していない理由

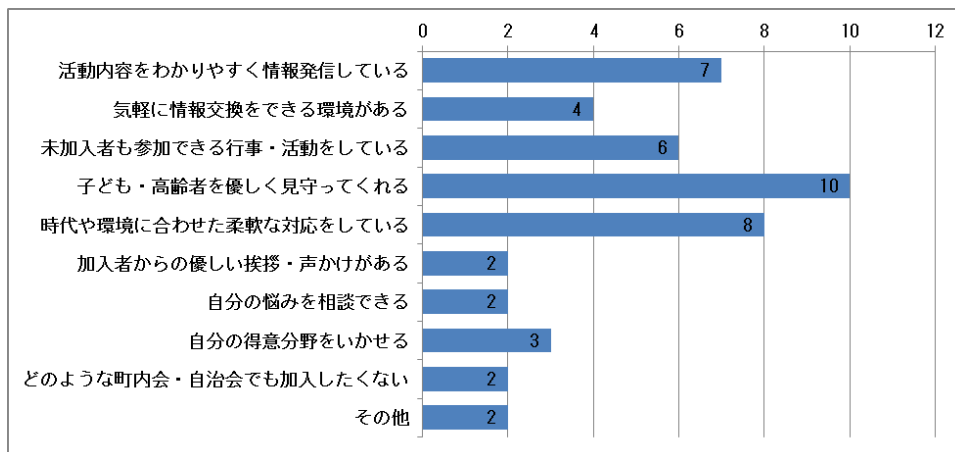


「仕事が忙しくて活動できない」という回答が一番多くあげられました。しかし、この回答は表向きの理由であり、実際は必要性の認識が十分ではないところにあると推測されます。「町内会・自治会活動に興味が無い」、「必要性を感じない」「加入していても困らない」「どのような負担があるのか不安」「加入のきっかけがない」と回答している方々に対し、町内会・自治会ではどんな活動をしているのか、また地域の情報を共有するなど、加入のきっかけを作ることで必要性を認識させていくことが課題となっています。

町では、広報みずほやホームページにて、町内会・自治会の情報を載せ、情報提供をしています。今後は、若い人も安心して加入することができるように活動の情報などをよりわかりやすく、具体的に発信することが重要となります。

## (4) 防災・防犯活動の推進

### ➤ どのような町内会・自治会であれば加入したいか。



「子ども、高齢者を優しく見守ってくれる」という回答が一番多くあげられました。このことから、町内会・自治会に未加入の方でも、地震や台風による災害や不審者による犯罪が頻発する中、防災・防犯活動への関心が高いことがわかります。また、「時代や環境に合わせた柔軟な対応をしている」というのは、昔ながらのやり方を少し変えて、現代に合ったやり方をすべき、という気持ちも含まれていると推測されます。「活動内容をわかりやすく情報発信している」という回答も多く、わかりやすく情報発信をして必要性を感じるようになれば加入するきっかけになり得ると思います。

町内会・自治会における独自の防災・防犯活動は活発になってきていますが、あらゆる機関と連携することや、未加入者も参加できるような活動を行うことで、安全・安心に暮らせる地域をめざしていくことが重要です。



## 6. 町および東京都による支援事業など

町内会・自治会活動をする上で、多くの悩みを抱えている町内会・自治会に対し、町および東京都では、次の支援策を実施しています。

### (1) 地域づくり補助金（町による支援）

地域特性をいかした町民主体の地域づくりを推進するため、実施する事業または活動に対して補助金を交付するものです。

### (2) 地域の底力発展事業助成（東京都による支援）

多くの地域住民の参加・利用により地域の課題解決をはかるための事業や活動などに対して助成をするものです。

### (3) 地域の課題解決プロボノプロジェクト（東京都による支援）

町内会・自治会が抱えるさまざまな課題やニーズに応じて編成されたプロボノチーム（※）の支援を受け、活動の活性化に直結するサポートや地域の課題解決につながる成果物の製作に取り組むものです。

※企業の社員などの業務景観やスキルをいかしたボランティア活動チーム

### (4) 地域活動支援アドバイザー派遣（東京都による支援）

地域の課題解決に必要なさまざまな知識をもった専門家を「地域活動支援アドバイザー」として派遣し、町内会・自治会が抱える悩みや課題の解決に向けたアドバイスを行う東京都が支援している事業です。希望するテーマについて講義形式またはワークショップ形式でアドバイスを行い、アドバイザーに対する質疑応答・意見交換をするものです。

## 第4章 関連団体の役割および課題について

### 1. 生涯学習推進団体について

近年、精神的に豊かで充実した生活をもとめる人が増え、自主的、継続的な学習活動がもとめられ、サークル団体での学習の展開が期待されています。

町民の誰もが、生涯のいつでも、自由に学習する機会を選択し、学習の成果を適切にいかすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざしています。

そのような中、町では平成13年4月「瑞穂町生涯学習推進団体登録制度」を立ち上げ、公共的施設使用料の減免、印刷機の無料貸し出しを行い、生涯学習推進団体の活動の推進をはかっています。登録団体は年々増加し、平成30年度末で187団体となっています。

#### 生涯学習推進団体の役割

##### (1) あらゆる年齢における学びあい

生涯にわたって自由に学ぶことができるように、町民一人ひとりが、自らの能力や資質を最大限に発揮し、自己実現をはかることができるように、あらゆる年齢において、個性を尊重した生涯学習を支援します。

また、学校・家庭・地域との連携により、地域社会全体で協力しながら、子育て支援や青少年の健全育成に取り組んでいきます。

##### (2) 生涯学習の場と機会の提供

学習活動やスポーツ・レクリエーションの場を確保することは、学級・講座、講習会、研修会などの学習機会の提供や、団体・グループ・サークルなどによる主体的、継続的な学習活動を支援するために必要であり、国際化、高度情報化、高齢化などの社会の変化に伴い生じる課題に対応した学習機会の提供は、町民の活力ある生活を支えるために効果があります。

##### (3) 自主的な学習活動への支援

町民の自主的、自立的な学習を推進するため、団体・グループ・サークルなどの主体的・継続的な学習活動の支援、町民の企画、運営による学習機会の創出をすすめていくうえで、交流を強化した生涯学習ネットワークを構築し、すべての町民が生き生きとしたまちづくりをめざします。

## (4) 生涯学習推進体制の充実

町民の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習を積極的に推進していくためには、教育行政だけではなく、行政内部において企画、調整、連携などが円滑に行うことのできる推進体制の確立と、あらゆる生涯学習関連施設と団体・グループ・サークルなどが連携・協働して、生涯学習活動の機会・充実をはかる必要があります。

### 生涯学習推進団体の課題

#### (1) 地域の核となる生涯学習関連施設と活動体制

生涯学習活動をするためには、身近なところで多様な学習機会を提供できる場を確保できる環境が必要です。町には、町民会館、地区会館、コミュニティセンターなど、生涯学習に適した施設が多数あります。各施設をさらに充実させ、町民の自主的な生涯学習活動を支援する必要があります。

#### (2) 地域づくり推進のPR

近年、地域づくり運動の潮流は、地域住民が主人公となるまちづくりです。

生涯学習の視点に立った地域づくり推進大会やフォーラムの開催、また、広報みずほなどで町民の身近な活動を紹介することにより、町民自らが郷土を愛するところとふるさとの再発見につながるイベントなどを企画できるように支援する必要があります。

町からは、情報の提供、会場の確保および設営の支援、講演会講師などの人材確保や講師謝礼、また、広報みずほなどによる事業PRなどの支援をします。

## 2. 社会貢献活動団体について

社会貢献活動団体とは、民間の非営利組織で、福祉や環境などさまざまな社会的な課題に町民が主体的に取り組んでいる組織（団体）を指しています。

社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会は発足当初から町民の福祉活動を推進する団体として位置付けられ、多くのボランティア活動に参加できる取組をすすめてきました。現在では、ボランティアセンターみずほを設置し、福祉領域以外の町民活動や企業・団体の活動など、地域とのネットワークを築きながら推進しています。また、困った方への相談事業や在宅福祉の援助も行っています。

### 社会貢献活動団体の役割

#### （1）多様なニーズに応える社会サービスの提供

行政は公平性を基本的な行動原理としているため、サービス内容が町民一人ひとりの多様なニーズにきめ細かく対応することは難しくなっています。

また、手続き面でも公正さが要求されており、これは安定的な行政サービスを提供できるという優れた面をもつ一方で、行政の決定やサービス提供は、迅速性や柔軟性を欠くともいわれています。

一方、社会貢献活動団体は社会において果たすべき使命・善意性を行動原理とし、形式的な公平性や手続きの公正さにとらわれず、柔軟かつ迅速に行動することができます。そのため、行政には対応しにくい分野にも積極的にかかわることができます。

#### （2）アドボカシー（行動を伴う政策提案）

社会貢献活動は、町民が自ら身をもって果たすべき使命・善意性にもとづく活動であるため、実際の活動の中でさまざまな問題点や課題に気づくことができます。それをもとに行政に対して提案や提言をすることができます。行政からは見えない現場の情報や町民のニーズを背景に出されたこれらの提案や提言は説得力があり、大変重要なものとなります。

#### （3）個人と社会をつなぐ新しい組織・場

社会貢献活動のテーマは多岐にわたり、個人は多様な選択肢の中から自分にとって関心のある活動に参加することで社会とかわっていきことができるため、社会貢献活動は個人と社会を結びつける重要な組織・場としての役割を担うことができます。

#### (4) 自己実現や生きがいの場の提供

今後、より一層進行する高齢社会において、高齢者が生きがいをもって元気に自立した生活を送り、自らが地域社会に貢献できることが地域の活性化につながります。社会貢献活動は、自己の関心事について自由意志で参加でき、自己の存在意義を確認し、生きがいを実感できる魅力的な場になることができます。

#### (5) 新しい「働く場」の提供

社会貢献活動が活発化すると、「働く場」として雇用を創出することも可能になります。「収入よりもやりがいのある仕事をしたい」「仕事に社会的な意義を見出したい」「自分の能力をいかしたい」という労働観をもつ町民が増えつつある中で、魅力ある職場としての役割を担うことができます。

### **社会貢献活動団体の課題**

#### (1) 社会貢献活動を行いやすい環境づくり

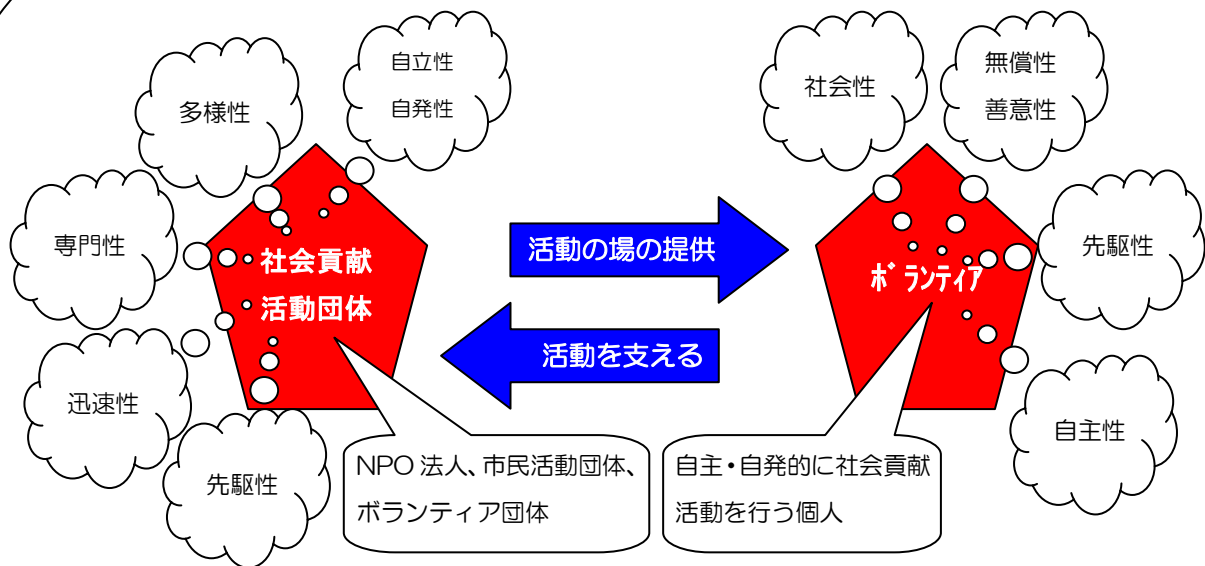
社会貢献活動団体が地域においてさまざまなサービスの担い手として活動していくことは、町民の社会参加や地域の活性化につながり、豊かな活力ある社会を築いていくために重要な役割を果たすものです。

現在の社会貢献活動団体は組織面や活動面において、活動資金の不足や活動メンバーの確保、活動場所の不足が社会貢献活動団体の課題としてあげられます。

社会貢献活動団体を取り巻く社会環境などがまだ十分でないことから、町においても、社会貢献活動団体の主体性・自主性を尊重し、広域的な立場から、こうした団体が活動しやすい環境づくりをすすめていく必要があります。

これらの課題解決のためには、社会貢献活動団体が自らの力で組織強化をはかり、ボランティアや会員、寄付者など多くの支持を得て、安定した団体運営を行える体質になるようにつとめることが大切です。

社会貢献活動団体とボランティアは密接な関係にあり、それぞれの活動の特性は次のとおりです。



自立性・自発性…活動の動機は自らの価値観にもとづく社会的使命であり、それに共感する人達が主体的に組織に参加して活動することができます。

先駆性…地域のニーズや課題を敏感に捉えて、行政が取り組むことができない分野にも試験的に、先駆的な取り組みを行うことができます。

迅速性…行政が制度的に対応することが困難な課題に対して、迅速に対応することができます。

専門性…行政にはない独自のネットワークを活かし、より専門的な取り組みを行うことができます。

多様性…自発的に独自の行動を取ることができるため、多様性に富んだサービスを提供することができます。

※瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針（概要版）より

## 第5章 コミュニティの振興施策

### 1. 地域コミュニティ活動の基盤づくり

地域コミュニティ活動を活性化させ、町がめざすべき協働型社会を実現するために、町では次の振興策に取り組みます。

#### (1) 環境づくり

##### ➤ 地域コミュニティの位置付けの明確化

町民にとって、コミュニティ組織がどのような位置付けの団体であるのか、また、それぞれの代表者の身分を明確にし、町民やそのほかの団体がどのようななかかわりをもつべきかを示すため、これらの位置付けの明確化に取り組みます。

##### ➤ 地域コミュニティのあり方の検討

業務内容の増加や役員の担い手不足など、町内会・自治会の運営には多くの課題があります。規模の大小による弊害や利点を整理し、地域の実態に応じた組織体制や役割分担の見直し、そして活動のあり方について、町と地域コミュニティ関係者で協議し、合理的で効果的、効率的な組織体制の実現を検討することが必要です。

##### ➤ 地域コミュニティとの連携の推進

地域コミュニティ、ボランティアおよび社会貢献活動団体など専門的な活動団体は、協働型社会の重要な担い手であり、相互の連携は不可欠です。

地域コミュニティは地域に根ざした基礎的活動として最も重要ですが、ますます多様化する町民ニーズや社会環境の変化に対応するためには、専門性をもった団体との連携・協力が必要です。

地域コミュニティが各種団体、さらには事業者などの公益活動と連携・協力関係を構築できるように、情報提供や定期的な連絡調整の場を設けるなどネットワークづくりにつとめていきます。

##### ➤ 連絡調整の場の充実

町民と行政の懸け橋である行政連絡委員への連絡調整・意見集約は、年6回開催される行政連絡委員代表者会で行われています。そして町内6地区から選出された町内会長・自治会長で構成している瑞穂町町内会連合会役員会においては、町内会・自治会への加入促進啓発活動や活動活性化についての検討や各地域で抱える課題などについての情報共有を行っています。

### ➤ 町民への意識啓発

協働型社会の実現には、町民一人ひとりがまちづくりの主役であるという自覚をもつことが大切です。町民がそれぞれの地域コミュニティに積極的に参加し、協働型社会の担い手として行動できるように促します。

また、広報みずほ、ホームページおよび回覧板や掲示板などを活用した情報提供により、町民の意識啓発に取り組みます。

転入者には、地域コミュニティやその活動を紹介するリーフレットの配布などにより、これらの参加を呼びかけます。

## (2) 活動の活性化

### ➤ 活動拠点の充実

地域コミュニティの活動拠点になっている町民会館、地区会館、スポーツ広場等およびコミュニティセンターの整備・充実につとめます。

また、町内会・自治会の活動拠点である集会所などの集会施設は、活動する方々のニーズや社会動向の変化に対応し、安全に安心して活動できる拠点となるように整備を行い、さらなる地域コミュニティ活動の活性化をはかります。

#### ① 地区会館の修繕・備品の整備などの実施

地区会館は町内に10か所あり、それぞれの会館が町内会・自治会や生涯学習推進団体などの主な活動拠点となっています。

会館管理者および貸出責任者と連携し適正な維持管理を行い、誰でも安全に安心して使用できる環境を提供します。また、使用者や地域からの要望を伺いながら、修繕や備品の整備などを実施します。

#### ② スポーツ広場等の利便性の向上

スポーツ広場等は町内に12か所あり、ソフトボール、グラウンドゴルフおよびゲートボールなどの活動が活発に行われています。また町内会・自治会の活動や子どもたちの遊び場として地域に開放しており、多くの方々が使用しています。

スポーツ広場等が地域住民の健康維持・増進のため安全に使用できるように適正な維持管理を行い、良好な活動環境を提供します。また、利便性の向上のため、防球ネットの設置や広場等の砂の補充などを行います。



### ③ コミュニティセンターの機能の集積、管理体制の充実

武蔵野コミュニティセンター、元狭山コミュニティセンターおよび長岡コミュニティセンターを地域活動の中心的な施設として位置付け、機能の充実をはかります。地域の話し合い、イベントおよびサロンなどの交流の場としての活用を促進します。

また、行政サービスの提供のための重要な拠点であるため、整備・改修といったハード面の充実だけでなく、運営管理といったソフト面においても町民とともに体制の充実をはかります。

### ④ 集会施設の整備費用の支援

町内会・自治会が設置し維持管理している集会所などの集会施設は、重要な活動拠点となっています。老朽化による不具合の修繕や安全性向上のための工事などに要する費用の一部を町が負担することで、集会施設の整備を支援し、地域コミュニティ活動の活性化をはかります。

#### ➤ 地域活動の支援

地域コミュニティの自主的活動の効果的な支援方法を検討し、地域におけるニーズや社会動向の変化に対応して、地域コミュニティの活性化をはかります。

町内会・自治会が行うコミュニティ増進活動（納涼祭や盆踊り）、自主防犯・防災活動（防犯パトロールや防災訓練）などに対し、地域づくり補助金を交付しており、毎年多くの町内会・自治会などが活用しています。実際に活用している町内会・自治会などの意見や要望を取り入れ、補助項目の追加や廃止を検討し、地域の実情に合わせてより使いやすい補助金とすることで、地域活動を支援しています。

また、職員による地域活動の支援にも取り組んでいます。瑞穂町職員地域情報コーディネーター制度規約にもとづき、職員がボランティアで地域主催の納涼祭の準備、防犯・防災パトロールなどへ参加し、地域の抱える問題や課題の情報の収集を行い、地域と行政の橋渡しとなるきっかけづくりをしています。今後も町内会・自治会などへの周知を行い、地域の方との協力やふれあいの機会を増やし、活動の支援をします。

## 2. 協働関係の構築

町では、第4次瑞穂町長期総合計画の基本理念として「自立と協働」を掲げ、まちづくりにおける重要施策として地域協働を捉えています。

また、地域活動団体のまちづくりへの参画機会の増加や町民ニーズの多様化に対する柔軟な行政サービスももとめられています。

このような背景の中で、町民・地域活動団体・行政などそれぞれがお互いの立場を尊重し、特性をいかし合い、協力関係を築くことが必要になっています。

引き続き、協働に関する体制を整備するとともに、より多くの町民に協働を広めていくための周知啓発活動を行い、協働によるまちづくりを推進します。

### (1) 役割の認識

第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画に掲げられた施策の中で、地域コミュニティと連携した実施が期待されているものについては、それらの役割認識と取組の促進をはかります。

### (2) 協働によるまちづくり

町が主体となって行う事業への地域コミュニティの参画、地域コミュニティが主体となる事業への町の参加など、さまざまな協働のケースについて検討していかなければなりません。

協働によるまちづくりを推進していくために、平成27年3月に瑞穂町の協働を考える会議で「瑞穂町協働宣言」の実現に向けた提言書を作成しました。現在は「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」を立ち上げ、町民、社会貢献活動団体、行政それぞれがもっている多様な力が十分にいかされるように、また、まちづくりに対する意識の向上策や民間同士の協働についての取組の促進をはかります。

## ＜「瑞穂町協働宣言」の実現に向けた提言書より抜粋＞

### 協働とは

町では社会貢献活動団体と行政の協働を「相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けたサービスの提供、さらには現場からの政策提案・提言をするなどの協力関係」としています。

行政は、定型的なサービスを安定的に公平に提供する役割があり、社会貢献活動団体は、個々に対応して、機能的にサービスを提供することに優位性をもっています。このようにそれぞれの機能があり、活動条件も違うことから、互いの長所をいかし、短所を補うことで、新しい要望に対応するよりよいサービスの提供が可能となります。社会貢献活動団体、社会貢献活動を行う企業、行政そして町民それぞれがメリットを得ることが協働の意義であり、この積み重ねが豊かな地域社会を創ることになると考えられます。

### 提言 協働宣言を実現していくためには

#### ①協働の周知・啓発

町は、現在行われている協働事業について、ホームページや広報みずほなどによって、周知、啓発を行っているものの、それが必ずしも効果的に伝えられているとはいえません。

ホームページや広報みずほなどを通じて、より協働を身近に感じ、気軽に携わることができるようになれば、私生活の充実、ひいてはよりよいまちづくりにつながることができます。

そこで、広く情報を伝えていくことはもとより、いかにして協働することで得られる楽しさや喜びを分かりやすく伝えていくかが重要です。

#### ②NPOや地域団体、行政が共通に出会える場づくり

地域協働によるコミュニティ機能の再生・充実と地域力の強化がもたらわれています。

現在、町内会・自治会やNPO、ボランティアの方々の活動は地域づくりにおいて重要な役割を果たしている中、各団体の活動において、行政の財産や制度が効果的に活用され、また、それぞれが有機的に連携しているとはいえません。

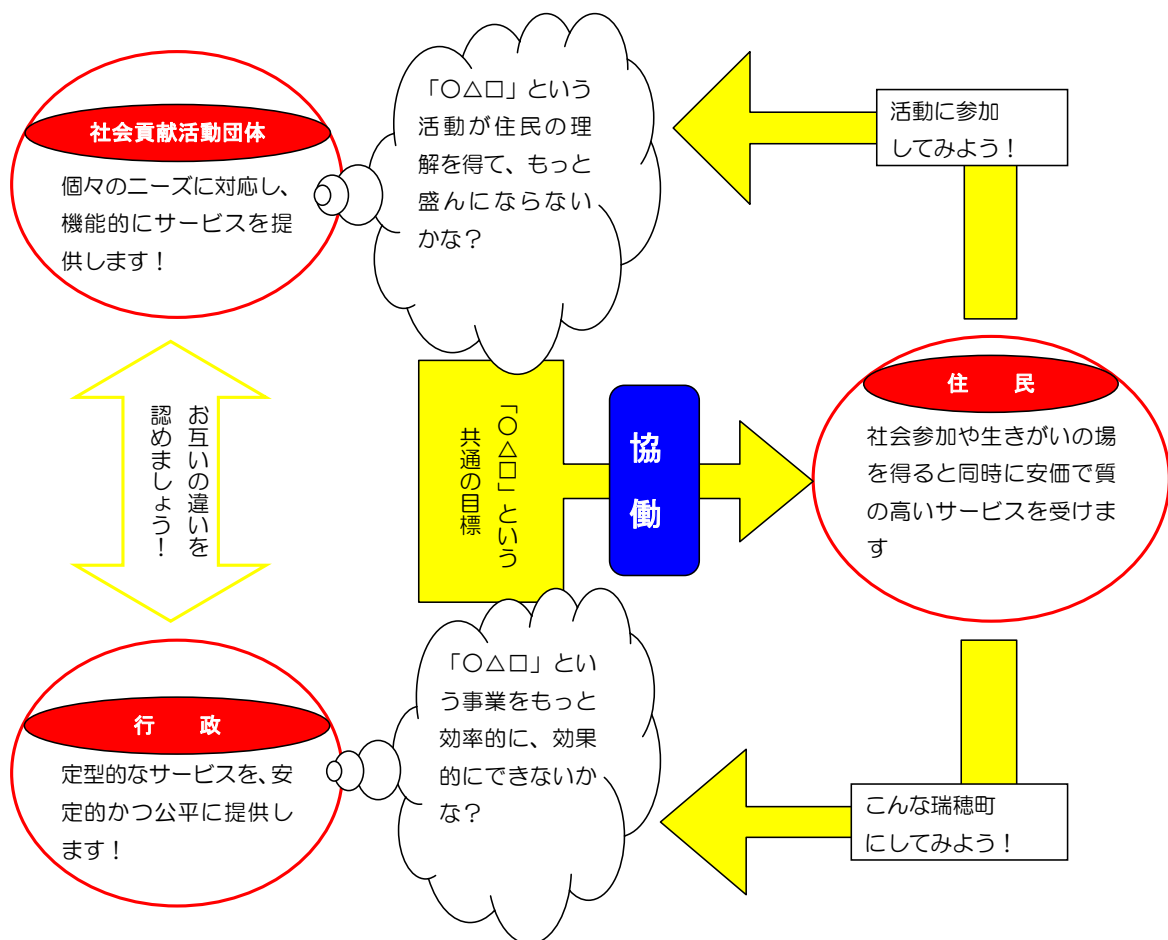
そこで、多様性や異質性に対する理解や共感する能力を高めるため、または住民同士がお互いを知り合うためのさまざまな「出会いの場」づくりをしていくことが必要です。

### ③協働の仕組みづくりと職員の意識改革

協働によるまちづくりをすすめていくためには、行政側からの一方的な関係を望むのではなく、双方が話し合い、十分な準備とノウハウを共有すること、また、協働のための協働になっていないか、再度協働の原則に立ち返ることが重要です。

住民参画や協働の仕組みをつくっても、職員がその必要性を認識していなければ参画や協働はすすみません。住民やNPOなどとともに課題を解決することの重要性を理解し、協働のパートナーとしての役割認識を変えていくことが必要です。

## 振興計画がめざす協働型社会（協働のまちづくり）



### 3. 関連計画との連携

本計画に掲げる施策は、第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画をはじめとした町の関連計画とも整合性を保ちながら推進します。

#### (1) 第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画との連携

第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画における以下の項目については、地域コミュニティ活動の推進においても留意します。

- **健康で元気なみずほ**
  - ①皆でささえ健やかに暮らせるまち
  - ②生きがいとふれあいのあるまち
  
- **一人ひとりが輝くみずほ**
  - ①豊かなところを育むまち
  - ②一人ひとりが生涯輝けるまち
  
- **魅力ある温かいみずほ**
  - ①活力とにぎわいのあるまち
  - ②人がつながる温かいまち
  
- **安全安心やさしいみずほ**
  - ①安全に安心して暮らせるまち
  - ②地球を守る環境にやさしいまち
  
- **快適で美しいみずほ**
  - ①美しい街並みの住みよいまち
  - ②便利で快適に暮らせるまち

#### (2) 第2次瑞穂町スポーツ推進計画との連携

核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化の進行により、地域のコミュニティ活動や青少年の健全育成に大きな問題が生じている面が見られます。このため、スポーツ活動を通じて、町民相互の交流の活発化や一体感意および識の醸成による地域コミュニティの再生、青少年の健全育成の促進をはかっていく必要があります。

本計画は、第2次瑞穂町スポーツ推進計画と連携し、地域コミュニティの振興施策を推進します。

➤ **地域団体が実施するスポーツ活動の充実**

地域コミュニティ団体やPTAなどの地域団体が実施するスポーツ活動は、町のコミュニティ活動の活性化や青少年の健全育成に効果も大きいことから、活動の実施促進を働きかけていきます。

➤ **全町的なスポーツイベントの充実**

駅伝競走大会などを開催し、地域の結束力を高められるように、特色ある伝統行事として今後も町内会・自治会と連携をしながら開催します。

➤ **スポーツ施設の整備充実**

スポーツ施設の整備については、第2次瑞穂町スポーツ推進計画と連携し、充実につとめます。

## 4. まちづくりの推進

より良いまちづくりを推進するために、今後さらに地域コミュニティ関係者との協力、連携を深めていきます。

### (1) まちづくりへの協力

町民が暮らしやすさを実感するためには、地域コミュニティによるまちづくりだけでなく、幹線道路と生活道路の円滑な交通と安全で快適な歩行空間の確保、ごみの減量と再資源化、特色のある産業づくりなど、町全体を捉えた視点が必要となります。それぞれのコミュニティが、自分の地域だけに視点を置いていたのでは、町全体に必要とされる公共事業や計画に係る施策は実現できません。

限られた町の財源を有効に活用し、それぞれの地域の暮らしやすさを実現するためにも、町全体のまちづくりに対する地域コミュニティの協力が必要となります。こうした町事業への理解と協力をもとめるとともに、地域への影響についても配慮します。

### (2) 地域コミュニティ間の連携

町の施策には、地域コミュニティの協力を得られなければ実現できない事業もあります。町全体の暮らしやすさを実現するために、地域コミュニティ同士が連携をはかり、より良い形での町の施策が推進されるように調整の場などを設けます。

また、町内会・自治会単位ですすめられている地域コミュニティの振興についても、内容によっては町内会・自治会単位という枠を超えて取り組むことで効果が上がるものも考えられますので、これらの連携による地域づくりを支援します。

## まとめ

産業まつりで実施したアンケート結果から、時代の移り変わりとともに、人々を取り巻く環境が変わり、町内会・自治会活動が難しくなっている一方で、町民が親睦を深めることや、安全・安心な生活を望んでいるという現状や課題を把握することができました。

今後、より地域コミュニティを活性化させるためには、時代背景に合わせた現状や課題を把握し、地域コミュニティのあり方を検討しながら、さまざまな支援策を模索し続けていく必要があります。

まちづくりの基礎となる地域コミュニティが衰退してしまうと、住みよい自立した町にしていくことはできません。地域コミュニティを活性化させていくことは、一人ひとりの生活をより良くしていくために必要不可欠です。町民自身が町に関心を持ち、地域の実情にもとづく課題や情報を地域と町で共有しながらまちづくりをすすめていくことにより、町民主体のまちづくりが実現されます。

町では、本計画にもとづいて、今後も地域や関係団体と連携し、一丸となって各種事業に取り組み、地域コミュニティの振興を推進します。

改訂：平成31年3月

発行：瑞穂町住民部地域課地域係

郵便番号190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335

電話 042-557-7608 FAX 042-556-3401

E-mail [tiiki@town.mizuho.tokyo.jp](mailto:tiiki@town.mizuho.tokyo.jp)